



都島区地域防災計画

大阪市都島区役所

2026（令和8）年3月

改訂履歴

版	改訂履歴
平成 28 年 3 月版	初版発行
令和 8 年 3 月版	第 2 版発行

目次

第1部 総則.....	1
第1節 計画の方針.....	1
第2節 区域の概況.....	3
第3節 災害想定・被害想定.....	3
第4節 区民等・事業者・区役所の責務と役割.....	12
第2部 災害予防・応急対策.....	15
第1章 活動体制.....	15
第1節 組織体制.....	15
第2節 動員配備体制.....	18
第2章 防災教育・訓練.....	22
第3節 防災知識の普及・防災教育.....	22
第4節 防災訓練の実施.....	26
第3章 災害活動体制の整備.....	29
第5節 災害活動体制の整備..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
第6節 災害情報の収集・伝達.....	30
第7節 広報活動.....	34
第8節 通信の整備.....	36
第4章 避難・安全確保.....	37
第9節 避難対策.....	37
第10節 避難施設.....	41
第11節 避難行動要支援者に関する対策.....	46
第12節 帰宅困難者対策.....	48
第13節 外国人に関する対策.....	49
第5章 医療・救護.....	50
第14節 医療体制の整備.....	50
第15節 医療救護活動.....	50
第6章 協働・協力体制.....	53
第16節 応援要請.....	53

第 17 節 自主防災活動	53
第 18 節 災害対策要員の確保	55
第 19 節 ボランティア	55
第 7 章 物資の確保と供給体制	55
第 20 節 物資の確保と供給	55
第 8 章 衛生・廃棄物等	58
第 21 節 防疫・保健衛生活動	58
第 9 章 行方不明者の捜索・遺体対策	60
第 22 節 組織と事務分担	61
第 23 節 遺体対策	61
第 10 章 広聴	61
第 24 節 広聴	61
第 11 章 義援金品	62
第 25 節 義援金品	62
第 12 章 金融支援等	63
第 26 節 罹災証明等	63
第 13 章 災害救助法	64
第 27 節 災害救助法	64
第 3 部 災害復旧・復興対策	64
第 1 節 災害復旧対策	64

第1部 総則

第1節 計画の方針

1-1 計画の目的

この計画は、大阪市地域防災計画に基づき、都島区役所（以下、「区役所」という。）が作成する計画であり、都島区域における災害予防、災害応急対策に関する事項を定めることにより、区役所がその有する全機能を迅速・有効に発揮し、大阪市ほか防災関係機関と相互に協力するとともに、区民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、区民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

1-2 計画の構成

本区域に発生することが予想される災害に備えるため、次の事項によりこの計画を構成する。

(1) 災害予防・応急対策

災害予防対策の観点から、災害の発生を未然に防止し、最小限度に止めるための措置並びに、災害応急対策の観点から災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害からの防御、災害の拡大防止及び災害発生に伴う被災者に対する応急的救助等の措置について基本的な方針を定める。

(2) 災害復旧・復興対策

災害復旧・復興の実施にあたっての基本的な方針を定める。

1-3 地区防災計画

各地域の区民及び事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区の特性や想定される災害等に応じた防災活動計画を作成することで、地区における防災力の向上に努める。

1-4 用語等の定義

(1) 災害

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

「災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他異常な自然現象または大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」

(2) 防災・減災

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめ、及び災害の復旧を図ることをいう。

(3) 事業者

都島区内で事業を営む法人その他の団体または個人をいう。

(4) 区民等

都島区民及び都島区の区域内（以下「区内」という。）に滞在し、または区内を通過す

る者をいう。

(5) 自主防災組織

災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。

「国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。」

(6) 自主防災活動

自助及び共助による自主的な防災・減災活動をいう。

(7) 避難場所

大規模火災または津波等から身を守るために緊急に避難する場所をいう。

(8) 避難所

災害により自宅に留まる事ができない区民等が一時的に避難生活を行う場所をいう。

(9) 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。

(10) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

(11) 組織・名称

今後、区〇〇とあるものは、特段の記述が無い限り都島区のことを指す。

1-5 法令等との整合

この計画は、区役所における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。計画の内容については、関係法令及び風水害等の対策など他の計画との整合性を図るものとする。また、この計画は大阪市地域防災計画と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は大阪市地域防災計画に準ずる。

1-6 計画の修正

区役所は、区地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。

1-7 計画の習熟及び推進

区役所は、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して、本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

1-8 大阪市防災・減災条例

大阪市では、大規模災害から人命や財産を守るために、阪神・淡路大震災、東日本大震災等を教訓に、防災・減災対策に取り組んでいるが、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震など、甚大な被害が想定される大規模災害に対しては、行政機関の「公助」による対策だけでは限界がある。防災・減災対策を促進し、災害に強いまちを築いていくためには、「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えを持って、地域住民や事業者

が力をあわせて、「自分を守り、家族を守り、隣人を助ける」自助、共助の着実な取組みを行なうことが必要である。大阪市では、平成27年2月1日から大阪市防災・減災条例を施行し、公助に加えて、自助・共助による防災・減災の仕組みづくりを推進している。

第2節 区域の概況

2 地勢

都島区は、大阪市の北東部に位置し、概ね平坦で、北を淀川、南を寝屋川、西を大川が流れ、三方を川に囲まれた地域となっている。

第3節 災害想定・被害想定

この計画において想定する災害及び被害は次のとおりである。

3-1 災害想定・被害想定

都島区で想定される災害は次のとおりである。

地震

1. 内陸型地震と被害想定

【内陸活断層による地震】

陸地の地下（ユーラシアプレートの内部）で活断層がずれて起こる地震。阪神・淡路大震災がその代表例。

（特徴）

- ◆ 揺れている時間が短い。（10秒から数十秒）
- ◆ 震源が浅いため、断層の近くでは揺れが激しい。
- ◆ 千年から1万年程度の間隔で発生する。

（1）区域に影響を与える地震

陸域で発生するタイプの地震では、上町断層帯地震が区域に影響を与える内陸活断層地震の中でもっとも発生確率が高く、被害も甚大になると想定されている。上町断層帯は、豊中市から大阪市の中心部を通り岸和田市にまで至る長さ約42kmの活断層。他にも下図のような活断層が知られている。



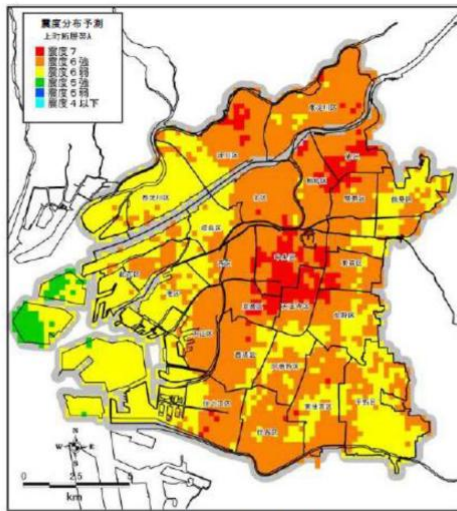


図 予測震度（上町断層帯地震）

出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書）（平成19年3月）「被害想定の見直し」

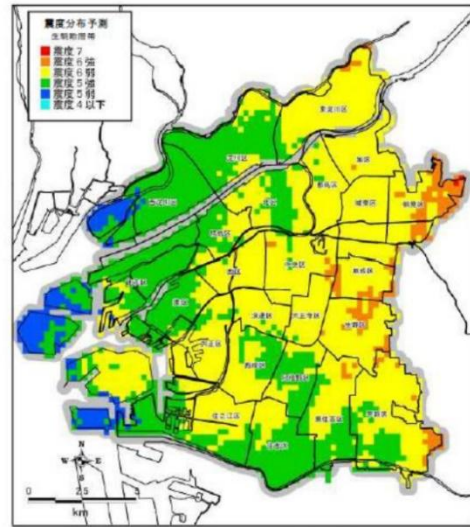


図 予測震度（生駒断層帯地震）

出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書）（平成19年3月）「被害想定の見直し」

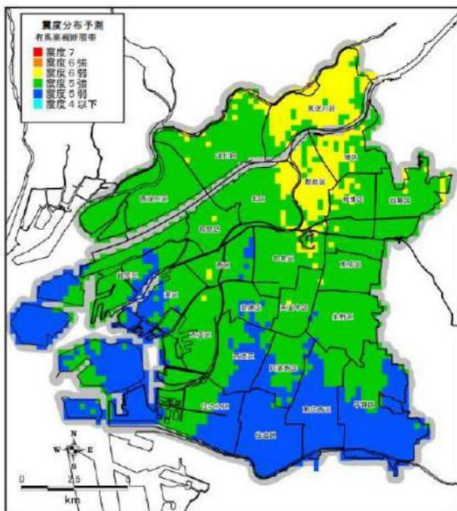


図 予測震度（有馬高槻断層帯地震）

出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書）（平成19年3月）「被害想定の見直し」

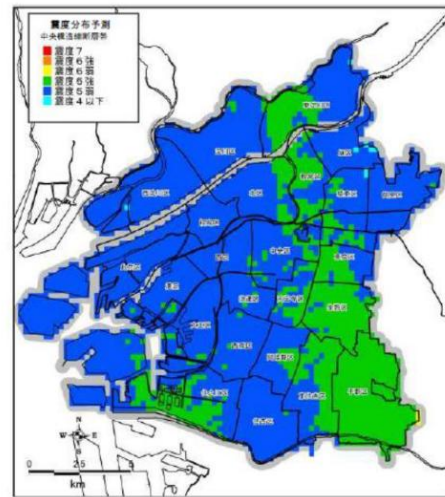


図 予測震度（中央構造線断層帯地震）

出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書）（平成19年3月）「被害想定の見直し」

3-2 海溝型の地震と被害想定

(1) 区域に影響を与える地震

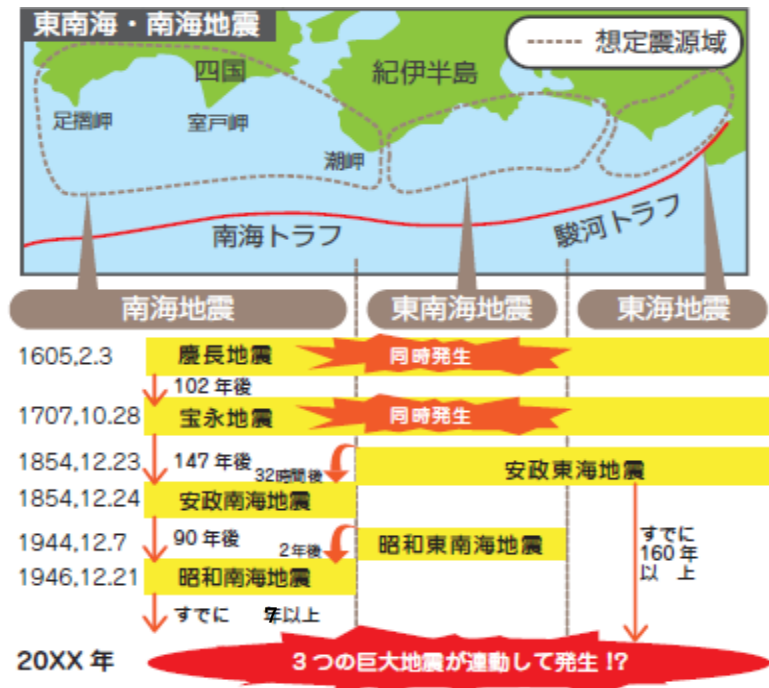
今後発生が想定される海溝型の地震としては、南海トラフの地震がある。今後30年以内に発生する確率は、80%程度とされている。

ア 東南海・南海地震

遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南部の海域を経て、土佐湾までの海域で発生する地震。東南海・南海地震は、100年から150年の周期でマグニチュード8クラスの巨大地震が発生しており、今世紀の前半にも発生するとされている。

イ 南海トラフ巨大地震

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までの広い領域の南海トラフに沿って、複数の大地震が連動して起こると警戒されているマグニチュード9クラスの巨大地震。西日本を中心に極めて甚大な被害が発生すると想定されている。



(2) 被害想定

平成25年8月および10月に行われた「大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」において公表された南海トラフ巨大地震が発生した場合の被害想定では、大阪市24区全てで最大震度6弱、17区で津波浸水し、市域の広範囲で液状化の可能性があると、甚大な被害をもたらすとされている。

都島区における南海トラフ巨大地震の規模及び津波の想定は次のとおり。

都島区における海溝型地震の規模及び被害想定 (平成25年大阪府発表)

南海トラフ巨大地震

地震規模	M9.0、震度6弱から6強
津波	約110分から120分後に大阪湾に到達

項目	被害予想	
	夏:12時	冬:18時
都島区の避難者予想数 (発生から1日後)	71,731人	
津波被害による要救助者	25,528人	26,027人
避難が遅い場合	堤防沈下等による死者数	0人
	津波による死者数	150人
避難が早い場合	堤防沈下等による死者数	0人
	津波による死者数	0人

建物の被害	全半壊	10,500棟
-------	-----	---------

※迅速な避難で人的被害を抑えることができる。

都島区における東南海地震・南海地震の規模及び被害想定(平成19年 大阪府発表)

地震規模	M7.9から8.6、震度5弱から6弱
津波	なし

項目		被害予想
都島区の避難者予想数		1,659人
建物の被害	全半壊	1,349棟

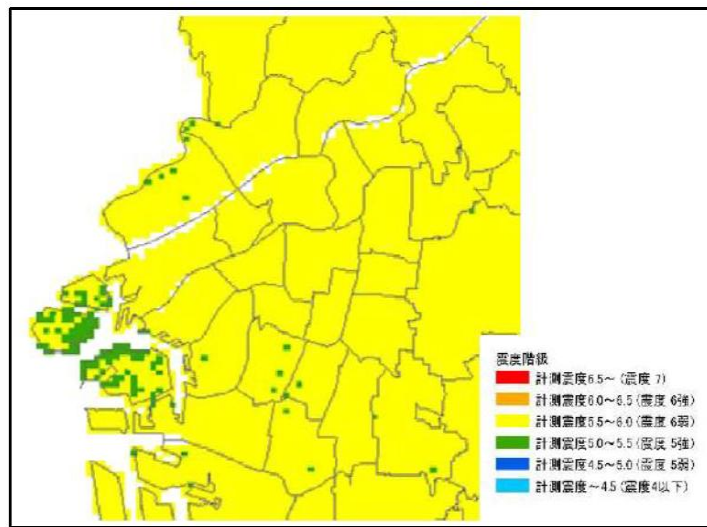
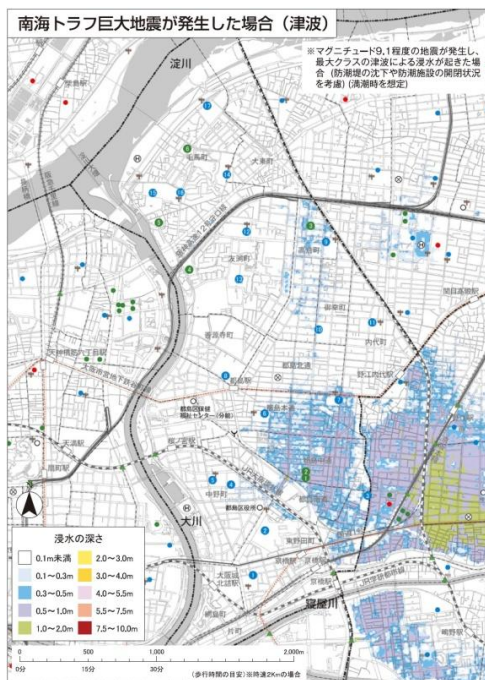


図 予測震度(南海トラフ巨大地震)

(出典：大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会(第3回：平成25年8月8日)資料「震度分布」)



南海トラフ巨大地震発生後の堤防の沈下による浸水区域図(平成25年10月30日大阪府公表)
地震の揺れによる堤防沈下等により津波到達前に浸水が始まる場合を想定(期望平均満潮時)

液状化

本市域の地層、地下水位及び旧地形をもとに液状化の発生を予測した結果は下図のとおりである。

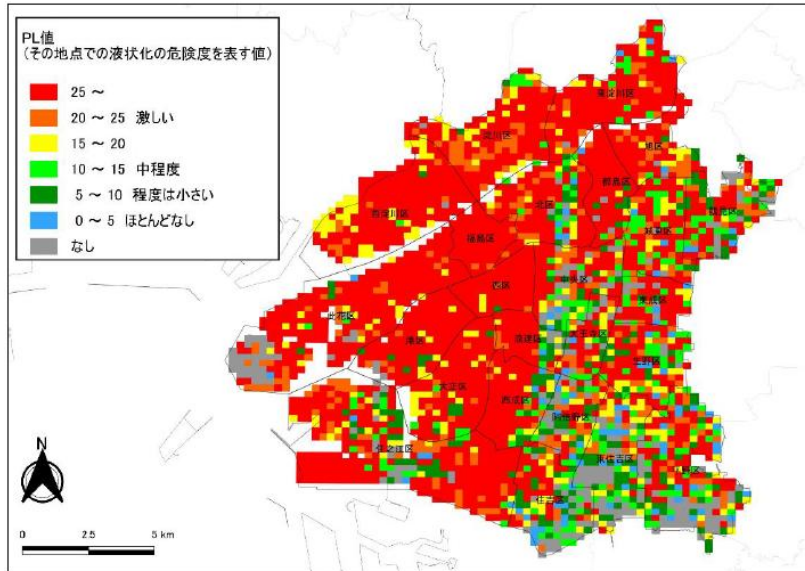


図 液状化の予測（南海トラフ巨大地震）

出典：大阪府 南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化可能性の詳細図を一部加工
(更新日：平成25年8月8日)

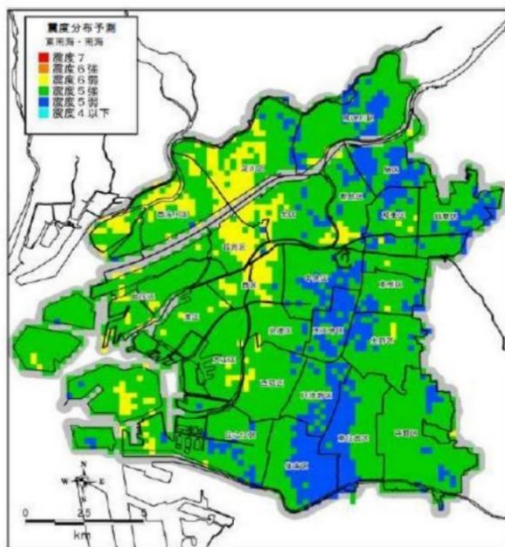


図 予測震度（東南海・南海地震）

出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書）
(平成19年3月)「被害想定の見直し」

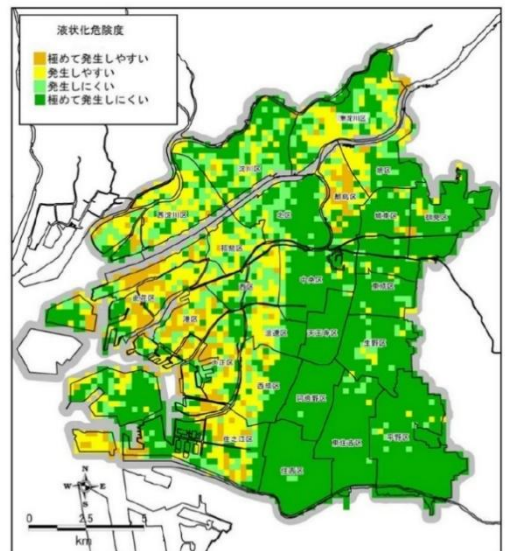


図 液状化の予測（東南海・南海地震）

出典：大阪府 自然災害総合防災対策検討委員会（平成18年3月）

表 地震による被害想定

項目	大阪市域への影響が考えられる地震							
	内陸活断層による地震				海溝型（プレート境界）の地震			
	上町断層帯地震	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震	南海トラフ地震	南海トラフ巨大地震		
地震規模（マグニチュード）	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	9.0～9.1		
発生確率（注2）	2～3%	0～0.2%	0～0.04%	0.06～14%	70～80%			
震度	5強～7	5弱～6強	5弱～6弱	4～5強	5弱～6弱	5強～6弱		
建物被害	全壊棟数	166,800	62,800	4,700	700	8,500	78,900	
	木造	145,700	58,200	4,400	600	8,000	71,100	
	非木造	21,100	4,600	300	100	500	7,800	
	半壊棟数	109,900	72,300	9,700	1,700	17,700	217,100	
	木造	82,200	59,700	8,400	1,400	15,200	164,900	
	非木造	27,700	12,600	1,300	300	2,500	52,200	
火災（注3）	炎上 出火	1日	325件	81件	4件	0	6件	—（注5）
		1時間	162件	41件	2件	0	3件	—（注5）
	残火災	6件（注4）	0	0	0	0	—（注5）	
ライフライン被害	電力	停電率	約64%	約7%	約1%	約0.1%	約2%	約49%
		停電軒数	約983千軒	約105千軒	約10千軒	約1千軒	約26千軒	約720千軒
		復旧期間	約1週間	約6日	約2日	約1日	約1日	約1週間
	ガス	供給停止率	約81%	約32%	0%	0%	0%	約53%
		供給停止戸数	1,195千戸	475千戸	0	0	0	約704千戸
		復旧期間	約2～3ヶ月	約0.5～1.5ヶ月	約0.5～1.5ヶ月	約2週間	—	約1ヶ月（注6）
	水道	水道断水率（注7）	約45%	約45%	約22%	約11%	約20%	約30%（注8）
		断水人口	1,215千人	1,215千人	594千人	297千人	540千人	848千人
		復旧期間	約3週間	約3週間	約10日	約1週間	約1週間	約2週間（注9）
	下水道	下水道機能支障率	—	—	—	—	—	約5.4%
		機能支障人口	—	—	—	—	—	144千人
		復旧期間	—	—	—	—	—	約1週間
	電話	固定電話不通率	約13%	約2%	約0.9%	約0.2%	0%	約48%
		不通契約件数	約525千回線	約64千回線	約35千回線	約9千回線	0	約533千回線
		復旧期間	約2週間	約2週間	約2週間	約5日	—	約1ヶ月
人的被害	死者（人）	8,500	1,400	～100	0	～100	119,600	
	負傷者（人）	41,000	37,800	6,100	900	10,300	53,600	
避難所生活者（人）	343,500	148,300	16,000	3,000	28,300	821,200		

（注1） 上表の数字は、概ね、大阪府自然災害総合防災対策検討委員会（平成17年度、18年度）における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。なお、南海トラフ巨大地震に係る数値については、概ね「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成25年度）」における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。

（注2） 発生確率（今後30年以内）は、文部科学省所管の地震調査研究推進本部による令和6年1月1日を算定基準日とした評価である。

（注3） 火災は、冬季夕刻・風速5.3m/sで想定した。「炎上出火」は、地震後に発生した火災のうち家人、隣人等による初期消火活動で消火できずに残った火災であり、「残火災」は、炎上出火（1時間）のうち、大規模地震下で自主防災組織が機能しなかった場合を想定し自主防災組織の活動を考慮せず、公設消防のみの消火活動で消火できずに残った火災である。

（注4） 自主防災組織が公設消防と協同して消火活動した場合の想定は0件である。

（注5） 他の地震との想定条件が異なるため「—」と記載

（注6） ガスにおける復旧期間は供給停止戸数より全半壊戸数を除いた個数を対象としている。また、電力及びガスの想定については、それぞれ関西電力及び大阪ガスで実施されたものである。

（注7） 水道の被害想定は、地盤条件に基づく詳細解析により大阪水道局で算出したものである。

（注8） 津波遡上による影響を除く

（注9） 道路啓開を含め、津波による被害が解消されてからの日数

3-3 風水害

(1) 雨水出水（内水氾濫）による災害

水防法（昭和24年法律第193号）第13条の2第2項の規定により、雨水出水により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した排水施設等が、雨水を排除できなくなった場合又は排水施設等から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合を想定する。

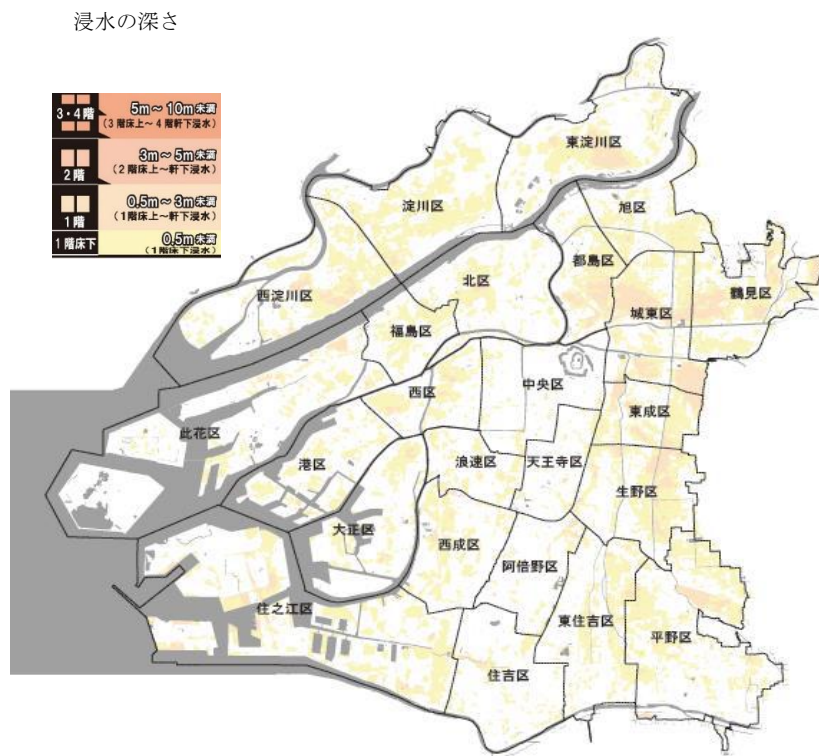


図 内水氾濫した場合の浸水想定区域図

出典：令和3年3月 建設局公表浸水想定区域図を加工

(2) 洪水（河川氾濫）による災害

水防法（昭和24年法律第193号）第10条第2項及び第11条第2項に基づき河川管理者が指定する洪水予報河川及び第13条第1項及び第2項に基づき河川管理者が指定する水位周知河川において、各河川管理者が河川氾濫による災害を想定する。

想定する災害の規模は、第14条第1項に基づき想定最大規模降雨とする。

浸水想定区域図を以下に示す。

ア 淀川

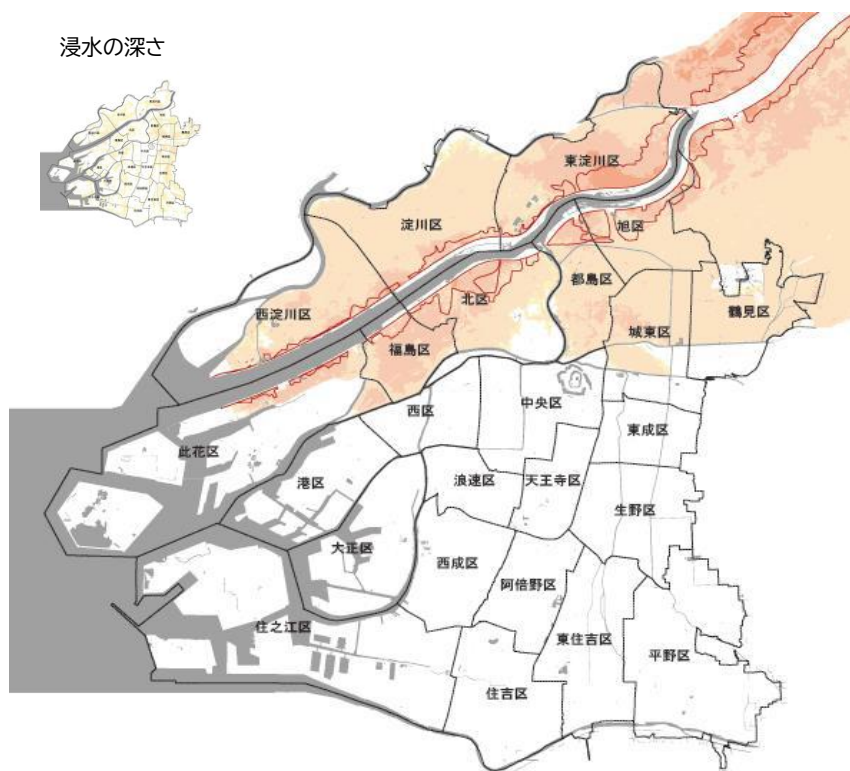


図 淀川が氾濫した場合の浸水想定区域図

出典：平成29年6月淀川河川事務所公表浸水想定区域図を加工

イ 寝屋川流域

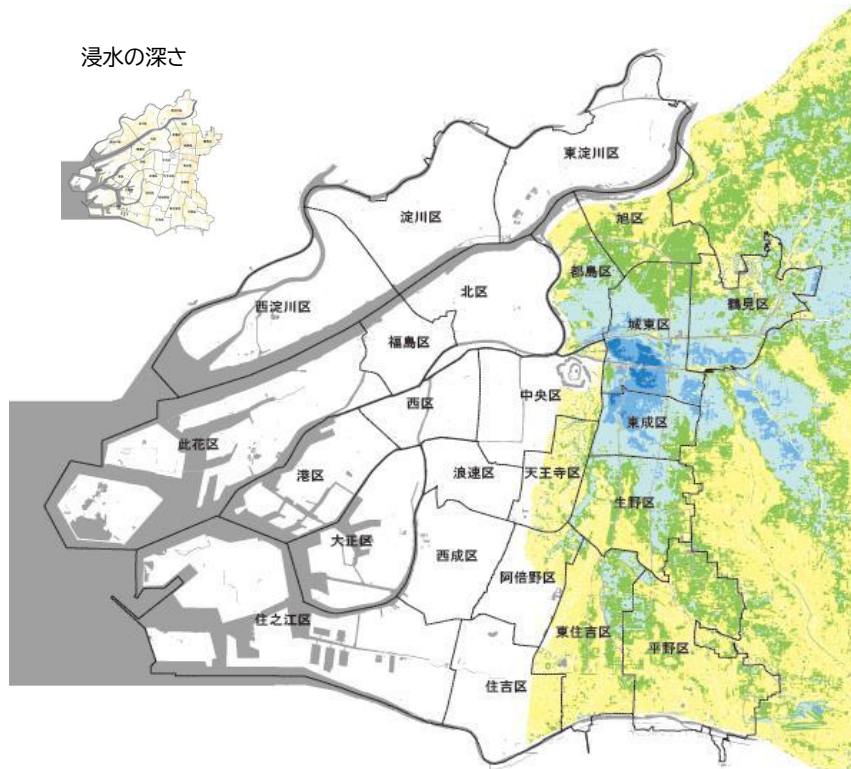


図 寝屋川水系が氾濫した場合の浸水想定区域図

出典：平成31年3月大阪府寝屋川水系改修工営所公表の浸水想定区域図を加工

(ク) 旧淀川流域等の河川（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）

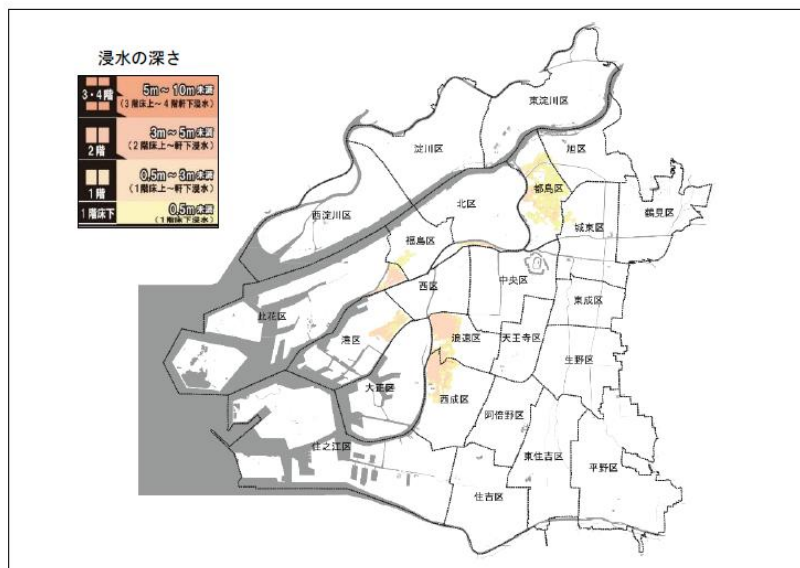


図 旧淀川流域等の河川（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）が氾濫した場合の浸水想定区域図

出典：令和4年2月 大阪府西大阪治水事務所公表浸水想定区域図を一部加工

ウ 高潮による災害

水防法(昭和24年法律第193号)第13条の3に基づき大阪府が指定する海岸について、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合の浸水を想定する。

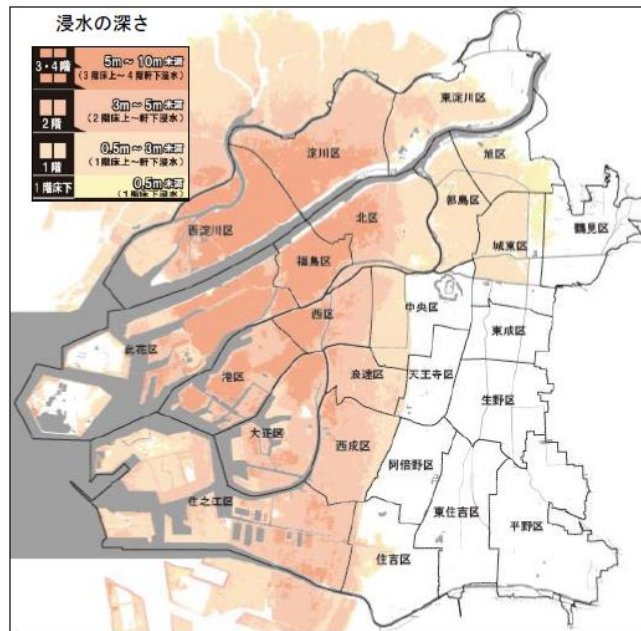


図 大阪市域に高潮が発生した場合の浸水想定区域図
出典：令和2年8月 大阪府港湾局公表浸水想定区域図を一部加工

エ 強風による災害

既往最大風速を記録した室戸台風（風速29.8m/s、最大瞬間風速60.0 m/s）（注）や、第二室戸台風（風速33.3 m/s、最大瞬間風速50.6 m/s）クラスの台風が来襲した場合を想定する。

（注）室戸台風の際の最大瞬間風速は、使用した機器の測定範囲により、この値までは観測できたが、それ以上の観測値が得られなかった

第4節 区民等・事業者・区役所の責務と役割

4-1 区民等の責務・役割

区民等は、自助・共助の考え方にに基づき、その所有し、または管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、防災・減災に関する知識の習得、災害の発生に備えた飲料水・食料・生活必要物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加、災害時における相互の協力体制の構築のための自主防災組織の結成その他の防災・減災の取組みを行うよう努めなければならない。また、自主防災組織は、地域の特性に応じて当該地域に係る防災・減災に関する計画を作成するよう努めるとともに防災訓練その他の自主防災活動の推進に努めなければならない。さらに、区民及び自主防災組織は、大阪市の実施す

る防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

4-2 事業者の責務・役割

事業者は、自助・共助の考え方にに基づき、その所有し、または管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、消火・救助等のための防災資機材の整備、帰宅困難者対策、その他の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加その他の防災・減災の取組みを行うよう努めなければならない。また、災害が発生した場合における重要業務の継続または早期の再開に関する事業継続計画(BCP :Business Continuity Plan)の策定や事業継続マネジメント(BCM)の実施や防災活動の促進等、地域の防災力の充実強化に努める。さらに、大阪市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

4-3 区役所の責務・役割

区役所は、区民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、大阪市ほか防災関係機関の協力を得て、防災活動を実施する。また、自主防災組織の充実、自発的な防災活動の促進、事業者の防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に努める。さらにボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。なお、防災活動の実施にあたっては、男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進するとともに要配慮者に配慮するよう努める。

(1) 全般

区内の防災に関する事務

(2) 災害予防に係る事項

- ア 防災に関する組織・動員・防災活動体制の整備
- イ 防災に関する知識の普及・啓発
- ウ 防災に関する訓練の実施

(3) 災害応急対策に係る事項

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 災害対策要員の確保
- ウ 他自治体等への応援要請
- エ 自主防災活動・ボランティアの調整
- オ 災害情報等の広報及び広聴
- カ 緊急輸送の確保及び道路・河川・住居等の障害物の除去
- キ 警報の発令及び伝達並びに避難情報の発令
- ク 避難誘導及び避難所の管理
- ケ 帰宅困難者対策の支援
- コ 被災児童、生徒の応急教育
- サ 施設及び設備の応急復旧
- シ 消防、水防その他の応急措置
- ス 被災者の医療、救護
- セ 清掃、防疫活動、食品衛生の監視
- ソ 水、食料、生活関連物資の供給
- タ 被災者の捜索、遺体の処理

- チ 被災者の住宅確保
- ツ 義援金品の配分
- テ 被災者に対する応急金融措置
- ト 災害救助法・激甚災害の指定に関する事項
- ナ 災害の発生の防御又は拡大の防止措置